

## 長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 10 日

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴  
同 今 村 嘉 昭

## 平成 28 年度実施監査結果

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象

平成 27 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、  
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、  
奈良尾医療センター、対馬病院（対馬いづはら病院、中対馬病院）、  
上対馬病院及び壱岐病院）

#### 2 監査実施日

予備監査 平成 28 年 7 月 20 日～平成 28 年 10 月 2 日

委員監査 平成 28 年 10 月 3 日～平成 28 年 10 月 27 日

#### 3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴  
同 今 村 嘉 昭

## 第 2 監査の結果

### 1 意見

#### (1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

#### (2) 個別事項

##### ① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度には会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保していたが、平成27年度においては、対馬病院の開院準備等の影響はあるものの、その他の地域においても著しい患者数減により、入院・外来収益が大きく減少し、企業団設立以来の経常収支赤字となるなど、病院の経営状況は一段と厳しいものとなっている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、今年度に策定される新たな公立病院改革プランに併せて、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化、健診事業の推進など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、病院経営への関心や理解を深める取り組みを行

政と一体となって、より一層進めていく必要がある。

② 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 131,999 千円で、前年度末に比し 33,330 千円増加（対前年度比 33.8%増、壱岐病院加入による増 22,845 千円を除くと 10,485 千円、10.6%の増）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

多額にのぼる未収金の縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成 27 年 6 月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成 29 年央に 70%以上にするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成 27 年度は企業長の職務目標として 40%以上とする目標値を設定し、企業団一体となつての取り組みが図られており、平成 27 年度末の実績は数量ベースで 47.5%（前年度数量ベース 34.0%）となり、目標を達成している。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、まだ、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、各病院の「使用促進計画」の作成と、その達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

④ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設

定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、地域性が顕著であることから、一部、地域内で共通する物品等の契約事務については共同処理が行われているが、さらに委託契約等についても検討するなど、地域内での病院間の連携を深め、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが、なかなか改善されない状況にあるので、適正な契約事務がなされるよう、具体的な処理方法を周知するとともに、マニュアルに沿った手続きの徹底やチェック体制の強化を図ること。

## 2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

### 【精神医療センター】

#### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。

未収金の回収については、今後とも、新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施等により、未収金の回収に努めること。

#### 2. 出納関係について

小切手の振出の際に年間を通して番号を付していないので、財務規程に基づき、適正に処理すること。

### 【島原病院】

#### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。未収金の回収については、家庭訪問等を定期的の実施され、大変努力されている。

今後とも、未収金の新規発生の抑制に努め、回収に努めること。

### 【五島中央病院】

#### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して増加している。

未収金の新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未

収金の回収に努力すること。

## 2. 庶務関係について

宿日直手当に命令権者の決裁がないので、部門別に予定表・実績表を作成し部門の長による決裁を取るか、院内全体の予定表・実績表を作成し院長決裁を取るなど、適正に処理すること。

## 3. 契約事務について

委託契約に係る施行伺において、予定額及び算出根拠、予算額の記載漏れが見受けられたので、適正な処理を行うこと。

## 4. たな卸について

財務規程に定める様式を使用せず、たな卸表を作成しているため、必要な項目の記載がなされていないので、適正に処理すること。

## 【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較して、やや減少している。

今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。

### 2. 現金管理について

金庫の管理に関して、鍵及びダイヤルの複数人による管理について、まだ不備が見られるので是正すること。

### 3. 支出関係について

受付印や履行確認印の押印漏れ等が見られたので、適正に処理すること。

### 4. 契約関係について

物品の購入において、別途購入する物品を一括して見積徴取を行っているケースで、労務費(工賃等)を購入額に含めていない等の理由により、購入伺の金額と見積書の金額とに差異があるものが散見された。

その他、100万円以上の物品の購入で予定価格調書の作成がなされていないものがあった。

委託契約において、見積額の契約書への記載誤り、変更契約を行ったものについて期間や日付等見積書との整合が取れていないものがあった。

契約書に契約代金の支払時期、履行遅延に対する違約金等、財務規程で定められた条項の記載漏れや長期継続契約としている契約について、必要な条項の記載漏れ、日付が空欄の見積書等の不備が見受けられた。

財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

## 【富江病院】

### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較してやや減少している。

今後とも、未収金の新規発生を抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。

### 2. 支出事務について

支出時の証拠書類を別途管理し、支出伝票と一緒にファイリングされていなかった。また、伝票の中に、仕訳時の科目誤り、起票者や決裁者の押印漏れなども見受けられた。

業者から送付された請求書について、受付印や履行確認の受命者印の押印漏れが見られた。一部は日付が空欄になっているものも見られた。

財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

### 3. 契約関係について

委託契約において、施行伺が作成されておらず改善されていない。また、一部には契約伺も作成されておらず、見積書と契約書のみが保存されているケースがあった。加えて、見積書がないにも関わらず契約を締結しているケースや、日付のない見積書や誤った日付の見積書を有効な見積書として取り扱っているケースも見受けられた。その他、必要事項が記載されていない契約書や病院長公印の押印漏れ、契約日が記載されていない契約書が散見された。

備品、消耗備品の購入に係る事務手続き（施行伺、見積徴取、見積決定、購入伺）が行われていない。

備品購入契約について、契約書への契約額の記載誤りや見積書の日付が契約日の後になっているものがあり、契約伺にも同様のものが見られた。加えて複数見積を行ったものについては、見積決定印がなかった。

中には予定価格調書の作成が必要であるにも関わらず、作成されていないものもあった。

また、随意契約の理由を明確にしていないもの、随意契約の根拠条項の誤りがあった。

財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

#### 4. たな卸について

たな卸表の作成がされておらず、また、たな卸後の所属長への報告がなされていないので、適正な処理を行うこと。

#### 5. 預り金について

預り金(個人負担分)について、12月賞与分の預りがあるが、支払いにおいて事業主負担分として処理を行っているため、預り金が残った状態となっているので、再度関係書類を確認し、修正処理を行うこと。

### 【上五島病院】

#### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較すると増加しており、増加傾向にある。

未収金の回収には努力されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少を図ること。

#### 2. 契約関係について

医療機器の保守点検委託契約において、見積書の日付が見積執行通知書の日付より前になっている。

空調・衛生設備機械契約において、施行伺や契約書等が作成されていない。

財務規程等に基づき、適正な処理を行うこと。

### 【上五島病院附属診療所有川医療センター】

- ・特になし

### 【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

#### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較すると増加している。

未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。

## 2. 支出関係について

伝票の決裁印について、押印漏れが散見されたので、適正に処理すること。

## 3. 契約関係について

医療機器の保守契約について、見積書の日付が空欄となっているものがあった。また、一部の契約を除き、文書による見積執行通知が行われていなかった。その他、予定価格が100万円を超えるものについて施行伺に予定価格を記載しているものがあったので、適正な事務処理を行うこと。

### 【対馬病院（対馬いづはら病院、中対馬病院）】

#### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると増加しており、増加傾向にある。

未収金の回収に努力はされているものの、結果として未収金は増加している状況である。

今後とも、引き続き新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。

#### 2. 支出関係について

履行確認日の記載誤りが散見される。受命者によって履行確認日の考え方が異なっているため、記載方法を改めて周知のうえ、今後、適正な記載を行うこと。また、支払期限が明記されていない請求書について、受付日から15日以上経過して支払いを行っているものもあったので、適正な処理を行うこと。

#### 3. 契約関係について

見積書について、日付がないものや誤り、有効期限が過ぎているものがあった。複数見積を行ったものについては、「見積決定」の表記と見積執行者の確認印漏れがあった。

契約伺について、起案日と決裁日が見積書より前の日付となっているものがあった。また、一部契約日の後に起案しているものがあった。



契約書の院長公印や、競争入札の際の入札執行者の確認印に漏れ、契約書前文で委託者名の記載漏れなども見受けられた。

施行荷が起案されていないものも散見され、一方で見積書に記載がない項目が含まれているものや契約日が契約期間の開始日以降になっているものがあった。その他にも、月額の見積もりを取り、契約書に月額と年額の記載がある契約で、契約期間が5月途中からの約10か月であり、実際の支払額も10か月分であるにも関わらず、契約書に記載されている年額が12か月分となっており、実際の額と相違していた。

予定価格調書の日付が見積執行日以降の日付となっているものがあった。

委託契約の締結について、落札決定の通知から7日を超えているものがあった。

建築工事について、工事費の増額に伴う契約変更の手続きを行っているものの、増額の根拠となる見積書が保管されていなかった。また、100万円を超える工事であるにも関わらず、契約書が作成されていないケースがあった。

財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

#### 4. 出納関係について

誤って自動引き落としの手続きを行っていたものがあり、支出額と小切手振出額に不一致が見られた。(年度中に解約処理済み)

財務規程では、支払いは小切手振出により行うこととなっており、銀行引き落としは規定されていない。財務規程に沿った取り扱いをすること。

また、振出済み小切手について、会計名の記載がないので、適正に処理すること。

#### 5. たな卸について

財務規程に定める様式を使用せず、たな卸表を作成しているため、必要な項目の記載がなされていないので、適正に処理すること。

### 【上対馬病院】

#### 1. 契約関係について

委託契約に係る施行荷について、1者見積もりの根拠記載は漏れなく

されているが、随意契約の根拠記載がなされていない。また、100万円以下の契約において予定価格の設定がなされていないものや、契約書の作成について、履行遅延に対する違約金の規定がないものがあった。さらに、複数者見積を徴取している契約について、見積書に見積決定印が押印されていない。適正に処理すること。

医療器械の購入について、契約伺を作成しないまま契約書を作成、契約締結しているケースがあった。また、検収調書の作成について、検査職員の押印漏れが見受けられた。加えて、固定資産台帳において検収日と異なる日付で取得日を記載しているケースがあった。

財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

## 2. 出納関係について

振出済み小切手について、会計名の記載がないので、適正に処理すること。

## 【壱岐病院】

### 1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較してやや減少している。

今後とも、引き続き新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。

### 2. 契約関係について

工事完成検査調書の立会者及び検査員の押印や、複数見積で決定した見積書で「見積決定」の表記と見積執行者の確認印、改良工事における条項削除の際や仲裁合意書内での院長公印の押印が漏れていた。

「個人情報取扱特記事項」を別途添付している契約書において、契約書内にこれについての記載がない。

緊急を要する修繕工事の為、伺い等を全て省略しているものがあった。

予定価格が100万円を超える随意契約にも関わらず、予定価格調書が作成されていないケースがあった。

一部の契約書について、訂正文言部分に契約相手代表者の押印がなされていなかった。

清掃業務委託について、契約書に定めた相手方からの実施計画書の提出を受けていなかった。

院内ネットワーク保守業務委託について、契約書の条項の一部に記載誤りが見受けられた。

財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

### 3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

・精神医療センター	0件
・島原病院	2件
・五島中央病院	1件
・奈留医療センター	1件
・富江病院	2件
・上五島病院	1件
・有川医療センター	0件
・奈良尾医療センター	0件
・対馬病院	2件
・上対馬病院	0件
・壱岐病院	2件

## 第3 長崎県病院企業団基金運用状況

### 1 監査の対象

平成27年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金

### 2 基金運用の概要

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、設置されたものである。

### 3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

### 4 指摘事項等

- ・特になし